

第 2 回 館 山 市 議 会 臨 時 会 議 録
(第 3 号)

1 昭和58年5月13日(金曜日)午前10時

1 館山市役所議場

1 出席議員 26名

1番	神田 守隆	2番	田沢 勝信
3番	山中金治郎	4番	日下 君敏
5番	川名 正二	6番	生稻 隆
7番	榎本 春光	8番	小宮 利夫
9番	福原 勤	10番	横溝 功
11番	飯田 義男	12番	石井 謀
13番	石井 昌治	14番	伊藤幸太郎
15番	渡辺 昭夫	16番	松下 正己
17番	近藤 好雄	19番	黒川 平治
20番	石井 武敏	21番	吉田勇治郎
22番	林 豊	23番	伊賀 多朗
24番	流山源次郎	25番	五十嵐 昇
26番	石井 正	27番	安西 益男

1 欠席議員 2名

18番	和田 一郎	28番	安澤 徳順
-----	-------	-----	-------

1 出席説明員

第2号に同じ

1 出席事務局職員

第1号に同じ

1 議事日程(第3号)

昭和58年5月13日午前10時開議

日程第1 議案第27号 館山市市税条例の一部を改正する条例の専決
処分の承認について

日程第2 議案第28号 昭和57年度館山市一般会計補正予算(第5
号)の専決処分の承認について

開 議 午前10時56分

○議長（石井 正君） 本日の出席議員数26名、これより第2回市議会臨時会第3日の会議を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事はお手元に配付の日程表により行います。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第1、議案第27号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案の朗読は省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

議案の内容説明

○議長（石井 正君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第27号館山市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

去る3月、地方税法等の一部を改正する法律案が国会において可決、3月31日公布、4月1日から施行されることとなりました結果、館山市市税条例もこの法律改正に合わせて急きょ改正する必要を生じたため、同条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、その承認を求めようとするものでございます。

改正の主な内容でございますが、まず市民税につきましては、同居している控除対象配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当する場合には、配偶者控除又は扶養控除の特例として25万円の所得控除を認めること、昭和58年度分の個人の市民税に限り、所得の金額が27万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には9万円を加算した金額以下である者については、所得割を課さないものとする事及び法人の市民税の均等割について、その税率を改めることとでございます。

次に、市たばこ消費税につきましては、課税標準算定の基礎となる額に乗すべき製造たばこの本数については、昭和58年度分の市たばこ消費税に限り、製造たばこの本数に一定の率を乗じて得た本数とすることとございます。

次に、固定資産税につきましては、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている一定の共用土地に対して課する固定資産税については、当該土地の共有者は、当該土地の持分の割合によってあん分した額を納付する義務を負うこととするという地方税法の改正に伴い、市税条例であん分の申出の手続き及びその記載事項を規定したものでございます。

以上が今回の改正の主なものでございますが、このほか、地方税法の一部改正に基づきまして、所要の改正をいたしました。

なお、詳細につきましては、説明資料により御了承賜りたいと存じます。

○議長（石井 正君） 説明は終わりました。

質疑応答

○議長（石井 正君） 御質疑を願います。

○1番（神田守隆君） 今度の地方税の改正に伴う専決処分でありますけれども、特に地方税の中でも個人市民税が大変な重税になってきているという、この問題に絞りまして何点か質問させていただきたいと思っております。

第1点は、個人市民税が、従来物価が上がるとそれに伴い当然最低生活費が引き上がるわけにありますから、物価上昇に見合う基礎控除等の引き上げ、こうしたものが行われるのが当然のことだと思うわけですが、今度の改正にあたってはこうした点は全く考慮されておらぬ、したがって名目的な物価上昇、それ以下だといわれておりますけれども、名目的な賃金の引き上げなりありますと、それに伴い累進税率ということで税金だけが非常にふえる、こういう中でいわゆる税の自然増収といいますか、そうした事態が起きていると思うんです。言ってみれば自然増であるわけですが、58年度の当初予算で見ますと、大体6225万1000円という個人市民税の増収が見込まれていますが、今度の税改正の数字というのはこの数字を前提としたものであるのかどうか。違うならば違うなりにこの数字にプラスアルファというふうになるのか御説明を願いたいと思っております。

次に、こうした中で個人市民税という面から見ますと、非課税処置を行う、これは57年度も行ったものをそのまま58年度も行うということがありますから、全くそうした処置がなかったという、新たな処置ではないというふうに思うわけで、今度の58年度での新たな処置とされたのがいわゆる特別障害者に対する問題でありますけれども、この特別障害者に対する税の軽減処置というのは具体的には館山市においてはどの程度のもの、どの程度の対象者がいて、そして税の軽減処置による減税分、これは館山市全体としては幾らになるのかお聞かせを願いたいと思うわけであります。

第3点目は、今度の地方税制の改正の中で大変個人の市民税が、所得税の問題もありますけれども、個人市民税これが非常に高くなってきているということで、個人市民税の重税感というものは住民にとっても大変大きな問題だろうと思うわけであります。こうした中で当然最低生活費が上がるわけですから、それに伴い基礎控除なり扶養控除あるいは配偶者控除などが引き上げられて当然だろうと思えます。先ほどのお話もありますけれども、4年間にわたりこうしたものについての手を入れないということは全く異例の事態だと言わざるを得ないわけであります。こうした基礎控除などの引き上げを図って物価上昇に見合う課税最低限の引き上げを図るべきだと、これは国民の世論だと思うんですが、この点について市長の御所見、どのようにお考えであるのかお聞かせを願いたいと思うわけであります。

○総務部長（鶴岡卓樹君） お答えいたします。

3点御質問ございまして、若干関連することがございますので一般的にお話し申し上げておきますと、個人住民税の課税につきましては、お話のように生活保護基準との関連が毎年激しい論議が実態としてございます。ただ58年度の地方税改正にあたりましては基礎控除の引き上げ、課税最低限の引き上げの問題は引き続き重要課題として認識、結局は今後の課題として残されているという経緯がございます。

それは、御案内のように、たとえば衆議院の大蔵委員会で減税問題と財源対策はどうするとか、国会におきましてもそういうことで一応この問題については打ち切ると、そういう結果の経緯がございます。

それと、なお税制調査会におきましても、個人住民税につきましては、

58年度におきましては地方財政が引き続き巨額の財源不足に陥る、そういう厳しい環境にかんがみまして課税最低限の引き上げ等の住民税減税を実施することはきわめて困難であるという、そういう答申も出ております。

それと、あとは3項目のお話ございましたのでお話し申し上げますと、自然増収という言葉でございましたが、今年度はお話のように4%——全体的では個人市民税4%の増が見込めるとして推計してございます。

それと、非課税の3万円、具体的な内容、対象者のお話ございましたが、57年度の実態でお答え申し上げます。先ほどいろいろお話が出ましたけれども、対象者は500人くらいの対象になるかと思いますが、具体的に税対象者は141名——140名前後かと把握しております。それでこれは御案内のように累進税率がございまして、所得に応じて。そういうことで、これは抜き出して個々に計算してございませませんが、せいぜい10万単位の影響であろう、そういう推定ができます。

○市長（半澤良一君） 課税最低基準額の点につきましては、確かにそういう声がおっしゃるような声があることは事実でございまして、地方税法の問題でございまして、地方税法については税制調査会等に全国市長会からも代表委員が出て審議をいたしているわけでございますので、その地方の意思は十分に伝わっていることだろうというふうに考えております。

○1番（神田守隆君） いまの御答弁で10万円単位というのは、全体として、総額的に10万円というふうに理解をしたわけで、それでよろしいと思うんですけれども、もし違ふとすれば……。

大変、影響としては非常に少ないものだというような理解をするわけで、それにしても個々の課税される人たちの立場からしてみれば非常に大きな金額になるものと思いますので、その把握についてはきちんと行政の側でやっていただきたいと思っております。

市長さんの、全国市長会の中から代表を出しておるということで、私も全国市長会がどういう見解を持っているのか十分承知しておらないものですから、あえてこの問題について全国市長会としてはどのようなお考えで、この問題について地方税制の問題、特に個人市民税ですね、全体との兼ね合いもあろうかと思うんですが、この問題について現在どのような考え方を主張されておるのか。また市長さん御自身としてはどのようにお考えか

という点について改めて御質問申し上げます。

○市長（半澤良一君） 全国市長会について、この問題についてどう考えているかという御質問につきましては、私も十分理解をいたしております。ただ、全国市長会を代表して委員が出ているので、その委員の方々が十分良識を持って審議に参画しているというふうにだけしか理解をしておりません。

私個人といたしましてどのように考えるかという御質問でございますが、これは国会の、国の問題でございますので、やむを得ないことだというふうに考えております。

○総務部長（鶴岡卓樹君） 先ほど税のはね返りの御質問がございましたのでお答えいたします。

一例といたしまして、具体的に申し上げますと、たとえば今度の場合は3万円の控除が上乘せになりましたので、最低所得ですと3%の税率からなっております、たとえば最低ですと、3万円ですから、3掛ける3になりますか、平均的に7%程度の累進税がかかっているだろうと想定をいたしますと、2100円程度の減税措置になるだろう、そういう計算をしまして、100名ですと20万、そういう推計ができます。

○議長（石井 正君） 他に御質疑ありませんか。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。

討 論

○議長（石井 正君） 討論に入ります。

○1番（神田守隆君） 市税条例の一部改正ということ、これは専決処分ということで、確かに国会に係る問題であります、そういう点では理解

をするわけでありませう。

しかしながら、現在の地方税法そのものは国民の減税要求、これを大変無視した内容だ、このように言わざるを得ません。課税最低限——最低生活費が物価上昇に見合って年々引き上がっているわけです。しかも4年にわたってこのことを無視しているということは大変ゆゆしき事態、こういうことですから、基礎控除、扶養控除、あるいは配偶者控除など、この控除の引き上げを図り、課税最低限の引き上げを図るべきだということで、その点を市長においても全国市長会等強く主張していただきたい。また、私自身もそのようなことでこの問題については主張していくわけでありませう。

そういう点で、この専決処分の承認については認めがたい、したがって反対いたします。

○議長（石井 正君） 他に討論ございませんか。——討論なしと認めませう。よって討論を終結いたします。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めませう。

（賛成者起立）

○議長（石井 正君） 起立多数であります。よって本案は原案どおり可決されました。

議案の上程

○議長（石井 正君） 日程第2、議案第28号昭和57年度館山市一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案の朗読は省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めませう。よって決定いたしました。

議案の内容説明

○議長（石井 正君） 議案の説明を求めます。

（市長半澤良一君登壇）

○市長（半澤良一君） 議案第28号昭和57年度館山市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について提案理由の御説明を申し上げます。

昭和57年度に発生した豪雨や台風などにより被害を受けました市道南安房公園線外11箇所の復旧につきましては、昭和57年12月及び3月市議会定例会におきまして、土木施設災害復旧事業費3530万余円の追加補正の議決をお願いいたしました。

その後、普通河川福沢川外8箇所の公共土木施設災害復旧事業費について補助対象事業が増額認定されたことに伴いまして、国庫補助金及び起債額がそれぞれ増額されましたので、歳入歳出予算及び地方債の補正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、その承認を求めようとするものでございます。

○議長（石井 正君） 説明は終わりました。

御質疑を願います。——御質疑なしと認めます。よって質疑を終わります。

委員会付託の省略

○議長（石井 正君） お諮りいたします。

本案については委員会の付託並びに討論省略、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって決定いたしました。

採 決

○議長（石井 正君） これより採決いたします。

本案を原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石井 正君） 御異議なしと認めます。よって本案は承認することに決しました。

閉 会 午前 11 時 15 分

○議長（石井 正君） 以上で本臨時会に付議されました案件はすべて議了されました。

よって、これにて第 2 回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

1 議案第 27 号、議案第 28 号

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

館山市議会臨時議長 安 澤 徳 順

館山市議会 議 長 石 井 正

館山市議会 議 員 神 田 守 隆

館山市議会 議 員 安 澤 徳 順

